



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

令和3年度新規貸付対象

北海道医師養成確保修学資金 貸付制度の手引き

令和3年4月

北海道地域医師連携支援センター
(北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課)

修学資金を借りている皆さんへ

(必ず読んでください)

- この手引きは、①修学資金の制度概要、②大学在学中（修学資金を借り受けている期間）の手続き、③卒業後に貸付金の返還が免除されるまでの手続き等について記載してありますので、大切に保管して活用してください。
- 今後、手続き等に変更があった場合には、その変更の都度お知らせしますので、必ずファイルに保管するなどして、紛失しないようにご注意ください。
- 修学資金を借り受けた皆さんは、在学中及び卒業後の定められた期間内においては、5～6ページにある届出及び毎年の報告を行う義務があります。諸手続きは、期日を必ず守ってください。
- 修学資金の目的や返還免除については、次のとおりですが、詳しくはこの手引きの中に記載してありますので、確認してください。
 - ・ 修学資金制度の目的
この制度は、将来医師が不足する地域に所在する公的医療機関等に勤務しようとする方に対し、その修学に必要な資金の貸付けを行い、もって地域医療を担う医師の養成及び確保を図ることを目的としています。
 - ・ 修学資金の返還免除について
修学資金は、卒業後1年以内に国家試験に合格し、知事が指定する道内の公的医療機関等に定められた期間従事した場合に返還が免除されます。免除の要件は、2頁を参照してください。
要件に合致しない場合は、返還していただくことになります。
 - ・ 手続きについて不明な点がある場合には下記にお問い合わせください。

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

直通電話 011-204-5214

E-mail hofuku.tiikiishi1@pref.hokkaido.lg.jp

1 修学資金の目的

- この修学資金は、条例及び規則に基づき、道内の大学の医学部に在学し、将来医師として道内の医師が不足する地域に所在する公的医療機関等（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関その他医療機関）に勤務しようとする方に対し、その修学に必要な資金を貸し付けることにより、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、もって道内における医療の提供体制の充実を図ろうとするものです。
- このため、貸付けを受けた方は、大学卒業後1年以内に医師国家試験に合格し、道内での臨床研修期間を含めて卒業後、医師として道内の医療機関に9年以上勤務し、かつ、当該勤務期間のうち5年以上指定公的医療機関等（道内の医師が不足する地域に所在する公的医療機関等として知事が指定したものをいう。）に勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。
- 貸付けを受けた方は、この制度の目的を理解し、北海道医師養成確保修学資金貸付条例及び北海道医師養成確保修学資金貸付条例施行規則に定められた事項に従わなければなりません。
また、申請、届出等必要な手続き事項がありますので、該当する事例が生じた場合は速やかに手続きをして下さい。

2 修学資金の貸付

- 貸付額等（貸付期間：6年以内）

区分	金額	交付日
入学料	282,000円（初年度）	貸付決定後速やかに交付
授業料	535,800円（年額）	前期分：4/21まで※、後期分：10/21まで
生活費	120,000円（月額）	毎月21日まで※
6年間合計	1,213,800円	（※）初年度の最初に交付する貸付金は決定後速やかに交付

- 貸付けの停止
 - ・ 地域枠学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けは停止します。
 - ・ 地域枠学生が留年したときは、当該留年の期間の分の修学資金の貸付けは停止します。
- 貸付決定の取消し
地域枠学生が次のいずれかに該当することになった場合は、修学資金の貸付決定を取り消します。手続きを行う前に、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課医師確保係（TEL:011-204-5214）まで、ご相談下さい。

- ① 退学したとき。
- ② 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
- ③ 修学資金の貸付けを受けた者が、当該貸付けを受けることを辞退したとき。
- ④ その他修学資金の貸付けを受けた者について当該貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

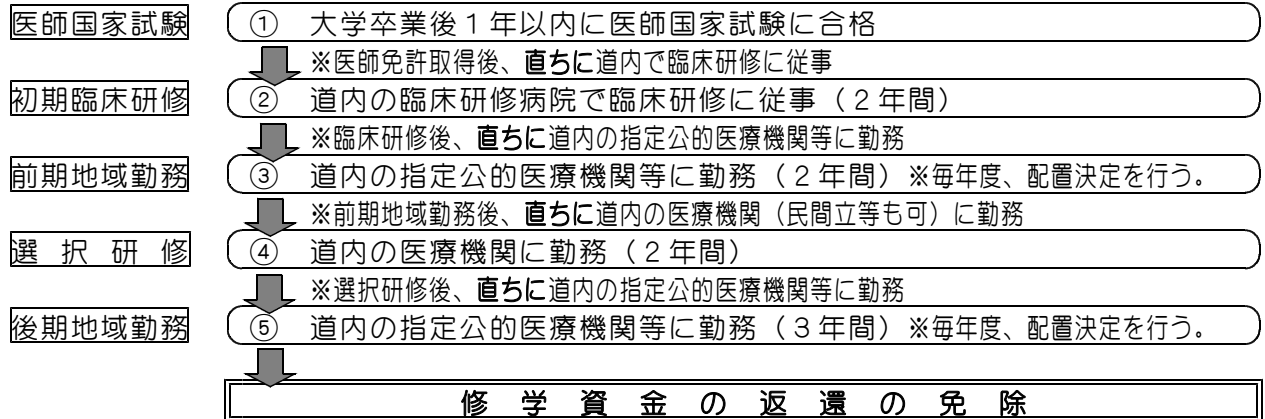
※ 修学資金の貸付けの決定が取り消された場合は、修学資金の返還が必要となります。
（詳細は、2ページの「4 修学資金の返還について」を参照して下さい。）

3 修学資金の返還の債務の当然免除

大学卒業後、医師として道内の医療機関に9年以上勤務し、かつ、当該勤務期間のうち5年以上道内の指定公的医療機関等（※）に勤務した場合は、修学資金の返還の債務の全部が免除されます。

（※）指定公的医療機関等は、毎年度4月1日現在の病院の運営状況を踏まえ、指定要件の適合性を確認しているため、変更となる場合があります。また、今後の医療環境の変化等に対応するため、指定要件を変更することがあります。

[大学卒業後の具体的な流れは次のとおりです。]



※ 修学資金の貸付けを受けた方の医療機関への具体的な配置の考え方については、「地域枠医師の配置等の考え方(H27.3.27決定)」をご覧ください。

4 修学資金の返還

修学資金の貸付けの決定が取り消された場合、又は修学資金の返還の債務の当然免除要件に適合しない場合は、貸付けた修学資金の額に違約金を合わせた全額を返還しなければなりません。

- 返還額
返還額は、貸付けを受けた修学資金の金額に違約金(10%)の金額を合わせた総額になります。
- 返還期日
返還事由が生じた日の属する月の翌月の末日（返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間満了後1月以内）までに、返還額全額を返還しなければなりません。
- 違約金の額
貸付けを受けた修学資金の額に、それぞれの貸付けを受けた日から貸付期間が満了した日（貸付決定が取り消された場合は、貸付決定が取り消された日又は当該貸付けの決定の取消し前において貸付期間の満了の日とされていた日のいずれか早い日）までの期間に応じて、貸し付けた額につき年10%の割合で計算した額になります。

$$\text{違約金} = \text{返還金} \times 0.1 \times \frac{\text{貸付けをした日から貸付期間が満了した日までの日数}}{365 \text{日}}$$

※6年間貸付を行った場合の違約金の額は、およそ400万円程度となります。

- 遅延利息
正当な理由なく、返還額を返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの期間に応じて、返還すべき額につき年15%の遅延利息を支払わなければなりません。

5 修学資金の返還の債務の減免

修学資金の貸付けを受けた方が次のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することがあります。

- ・死亡したとき
- ・重度の心身障害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき

6 修学資金の返還の猶予

修学資金の貸付けを受けた方が次のいずれかに該当する場合は、その事由が継続している期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することがあります。

- ・修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学の医学部に在籍しているとき
→ その在学する期間
- ・心身の故障、災害その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると認められるとき
→ その理由が継続する期間

※ 修学資金の返還の猶予期間が満了したときは、満了後1月以内に修学資金を返還しなければなりません。

7 修学資金の返還金の納入方法

- 返還金及び違約金
返還関係書類の提出後、「納入通知書」を送付しますので、これにより納入することになります。
- ※ 「納入通知書」は、貸付けた修学資金、違約金の2枚を送付しますので、それぞれの納入通知書により納入して下さい。
- 遅延利息
貸付けた修学資金、違約金の返還が遅延した場合、返還金納入後、遅延日数により計算した遅延利息の「納入通知書」を送付しますので、これにより納入することになります。

8 相談対応等

- 地域医療講演会
道内の医師不足地域で勤務している医師による地域医療に関する講演会や地域枠制度に係る説明会について、基本的には毎年開催することとしています。
修学資金の貸付けを受けた方からの相談等にも対応することとしていますので、修学資金の貸付けを受けている方は、原則、全員参加としています。
- 個人面談
大学6年生については、翌年度から初期臨床研修が開始されるため、卒後の進路希望等を把握することを目的とし、個人面談を行うこととしています。
また、地域枠医師については、毎年1回以上、個人面談を行うこととしています。
- その他
制度に対する質問や疑問に感じていることなどがあれば、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課医師確保係（TEL:011-204-5214）に、ご相談下さい。

9 卒後の配置等の考え方

- 医師としてのキャリア形成
 - ・ 地域医療への貢献と医師としてのキャリア形成を両立できるよう、各領域ごとの標準的な専門医研修期間内での「基本診療領域の専門医研修」の修了について配慮することとしています。
 - ・ 「前期地域勤務」を開始する卒後3年目から「選択研修」が終了する卒後6年目までについては、地域枠医師のキャリア形成が図られるよう「後期研修」とし、将来的な「サブスペシャリティ領域の専門医研修」の取得にも配慮することとしています。
 - 配置先の決定方法
地域勤務期間中における地域枠医師の配置先は、指定公的医療機関等、地域枠医師、所属する大学講座及び専門医研修プログラム責任者の意向等も踏まえて道が決定します。
- ※ 地域枠医師との個人面談は、毎年1回以上行うこととしています。

● 配置の考え方

卒 後	勤務の区分等	配置の考え方	配置対象医療機関
1～2 年 目	初期臨床研修	地域枠学生が道内の臨床研修病院の中から自由に選択	道内のすべての臨床研修病院
3～4 年 目	後 期 前 期 地 域 勤 務	指定公的医療機関等（可能な範囲でキャリア形成に配慮）に配置	指定公的医療機関等
5～6 年 目	研 選 択 研 修	地域枠医師が道内の医療機関の中から自由に選択	道内のすべての医療機関
7～9 年 目	後 期 地 域 勤 務	指定公的医療機関等（医師不足の地域・医療機関を優先）に配置	指定公的医療機関等

- ※ 修学資金の貸付けを受けた方の医療機関への具体的な配置の考え方については、「地域枠医師の配置等の考え方(H27.3.27決定)」をご覧ください。

10 貸付期間中（在学中）の手続き

次に該当する場合は、速やかに道に届出を行ってください。

《毎年度提出するもの》

区分	提出書類	留意事項
学生 修学資金の貸し付けを受けようとするとき（4/15までに提出）	北海道医師養成確保修学資金借用証書 別記第3号様式	・収入印紙が必要です ・連帯保証人の押印が必要です

〈参考：収入印紙の額〉

- ・100万円を超え500万円以下：2千円

《届出内容に変更等があったとき》

区分	提出書類	添付書類
学生 住所、氏名、電話番号又は電子メールアドレスを変更したとき	住所等変更届出書 別記第9号様式	・氏名変更：戸籍抄本等 ・住所等変更；添付書類不要
貸付を受けた者が死亡したとき 【連帯保証人からの申請が必要です】	返還金等減免申請書 別記第7号様式	・死亡診断書、戸籍抄本等
連帯保証人 連帯保証人を変更したとき	連帯保証人変更届出書 別記第4号様式	・添付書類不要
連帯保証人 連帯保証人が住所、氏名、電話番号又は職業を変更したとき	連帯保証人住所等変更届出書 別記第19号様式	・氏名変更：戸籍抄本等

《在学中の届出》

区分	提出書類	添付書類
学生 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は留年したとき	休学(停学, 留年)届出書 別記第11号様式	・休学、停学：証明する書類 ・疾病の場合：医師の診断書
（疾病等による休学又は留年の場合 で必要と認められるとき）	貸付期間延長申請書 別記第5号様式	・申請の理由を証明する書類
復学したとき	復学届出書 別記第12号様式	・添付書類不要
卒業し、又は退学したとき	卒業(退学)届出書 別記第10号様式	・卒業：卒業証書の写し ・退学：証明する書類 ・疾病の場合：医師の診断書
やむを得ない事情により国家試験を受験できないとき （疾病等による場合で必要と認められるとき）	医師国家試験合格期限延長申請書 別記第5号様式の2	・申請の理由を証明する書類

《留意事項》

休学、停学の処分、留年となるときは、届出の前（明らかになった時点）に必ずご連絡ください。必要に応じて面談等を行います。

11 卒業後、勤務してからの手続き

次に該当する場合は、速やかに道に届出を行ってください。

《届出内容に変更等があったとき》

区 分		提出書類	添付書類
医師	住所、氏名、電話番号又は電子メールアドレスを変更したとき	住所等変更届出書 別記第9号様式	・氏名変更：戸籍抄本等 ・住所等変更；添付書類不要
	貸付を受けた者が死亡したとき 【連帯保証人からの申請が必要です】	返還金等減免申請書 別記第7号様式	・死亡診断書、戸籍抄本等
連帯保証人	連帯保証人を変更したとき	連帯保証人変更届出書 別記第4号様式	・添付書類不要
	連帯保証人が住所、氏名、電話番号又は職業を変更したとき	連帯保証人住所等変更届出書 別記第19号様式	・氏名変更：戸籍抄本等

《初期臨床研修期間中の届出》

区 分		提出書類	添付書類
医師	臨床研修を開始し、又は修了したとき（4/15までに提出）	臨床研修開始（修了）届出書 別記第14号様式	・開始：医師免許証等の写し
	臨床研修を中止し、若しくは休止したとき、又は臨床研修に復帰したとき	臨床研修中止（休止、復帰）届出書 別記第15号様式	・疾病の場合：医師の診断書
	妊娠、出産、疾病等やむを得ない理由により勤務を中断するとき	道内医療機関勤務中断承認申請書 別記第6号様式	・申請の理由を証明する書類
	1年間の研修（勤務）が終了したとき（4/15までに提出）	勤務状況等届出書 別記第18号様式	・勤務証明書

《地域勤務期間中の届出》

区 分		提出書類	添付書類
医師	妊娠、出産、疾病等やむを得ない理由により勤務を中断するとき	道内医療機関勤務中断承認申請書 別記第6号様式	・申請の理由を証明する書類
	1年間の研修（勤務）が終了したとき（4/15までに提出）	勤務状況等届出書 別記第18号様式	・勤務証明書

※地域勤務期間中は、道が配置決定を行うため道内医療機関勤務届出書の提出は不要です。

《選択研修期間中の届出》

区 分		提出書類	添付書類
医師	道内医療機関に勤務したとき（4/15までに提出）	道内医療機関勤務届出書 別記第16号様式	・添付書類不要
	妊娠、出産、疾病等やむを得ない理由により勤務を中断するとき	道内医療機関勤務中断承認申請書 別記第6号様式	・申請の理由を証明する書類
	1年間の研修（勤務）が終了したとき（4/15までに提出）	勤務状況等届出書 別記第18号様式	・勤務証明書

Q 1 北海道医師養成確保修学資金は、どのような手続きで貸付けを受けることができますか。

A 1 北海道医師養成確保修学資金の貸付枠は、札幌医科大学が15名、北海道大学医学部が5名となっています。

札幌医科大学は、大学の推薦入試（特別枠）の合格者に修学資金の貸付けを行うこととしています。推薦入試の出願資格等は札幌医科大学のホームページや高校の進路担当の先生などに確認してください。

また、北海道大学医学部入学者に対する貸付けは、大学の合格者に対して修学資金貸付の案内を行い、応募者の中から面接試験などにより、貸付けの適否を決定します。

Q 2 修学資金貸付の条件に保護者の所得制限はありますか。

A 2 修学資金は、道内の医師不足地域の公的医療機関等に勤務する医師を確保することを目的としているため、保護者の所得制限は設けていません。

Q 3 連帯保証人の要件はありますか。

A 3 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければなりません。

修学資金の貸付けを受けようとする方が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その方の法定代理人でなければなりません。

	保証人 A	保証人 B	連 帯 保 証 人 の 可 否	
ケース 1	父親	伯父	○	独立の生計を営む成年者を2名選定しているため
ケース 2	父親	母親	×	夫婦で生計を営んでおり、独立した生計を営む成年者2名が選定されていないため

Q 4 修学資金貸付申請時に診療科を選択しなければなりませんか。

A 4 修学資金貸付申請時に診療科を選択する必要はありません。

現在、診療科の選択は基本的に制限しないこととしているため、初期臨床研修期間中までに選択していただくこととなりますが、制度の趣旨を踏まえ地域勤務期間中は医師が不足する地域に所在する指定公的医療機関等に勤務し、幅広い診療を通じた地域医療への貢献を果たしていただくこととなります。

Q 5 修学資金貸付申請は初年度に1回行えばよいですか。

A 5 修学資金貸付申請書を初年度に提出していただきますが、2年目以降は修学資金の貸し付けを受けている方の同意（同意書の提出は初回のみ）を得た上で、道が医育大学から在学証明書の交付を受けて、毎年度、貸付決定を行っているため、修学資金の貸し付けを受けている方の手続きは不要です。

なお、修学資金貸付決定後は、「北海道医師養成確保修学資金借用証書（別記第3号様式）」を提出していただく必要があります。（※収入印紙が必要となります。）

Q 6 修学資金は、一括で交付を受けることができますか。

A 6 修学資金を一括で交付することはできません。修学資金は次の日程で貸し付けを受けている方に対して交付することとしています。

- ・ 入学料：最初に交付する生活費と同時に交付します。
- ・ 授業料：前期分は4月21日までに、後期分は10月21日までに交付します。
(ただし、1年生の前期分は最初に交付する生活費と同時に交付します。)
- ・ 生活費：毎月21日までに当月分を交付します。
(ただし、最初に交付する生活費は、貸付決定後、速やかに交付します。)

Q 7 大学を留年した場合、修学資金の貸付けを受けることはできますか。

A 7 留年の期間の分の修学資金の貸付けは停止となり修学資金の貸付けを受けることはできません。留年の翌年度以降に進級された場合は修学資金の貸付けを再開することができます。なお、留年が明らかとなった場合は、速やかに道に報告してください。

学 年	1 年生	1 年 生 (留 年)	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
貸付の可否	○	×	○	○	○	○	○

Q 8 修学資金の返還免除の要件は何ですか。

A 8 大学を卒業した日から1年以内に医師国家試験に合格し、次のとおり道内の医療機関で勤務した場合は、修学資金の返還が免除されます。

なお、勤務できる具体の医療機関等については、「地域枠医師の配置等の考え方(H27.3.27決定)」、「知事が指定する道内の公的医療機関等一覧」(北海道のホームページに掲載されています。)をご覧ください。

卒後年数	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目
区 分	初期臨床研修		前期地域勤務		選 択 研 修		後 期 地 域 勤 務		
配置先	道内初期臨床 研 修 病 院		知事が指定する 公的医療機関等		道内全ての 医 療 機 関		知事が指定する 公的医療機関等		
勤務地	道 内 全 域		札幌市・旭川市を除く		道 内 全 域		札幌市・旭川市を除く		

Q 9 地域勤務期間中の配置先医療機関は、どのようにして決まるんですか。

A 9 地域枠医師の配置に当たっては、指定公的医療機関等の受入希望調査を行い、医師との個人面談等により意向を把握した上で、所属する大学講座、専門医研修プログラム責任者及び配置対象医療機関の意向等を踏まえて、道が決定することとしています。

Q10 勤務期間中は、北海道職員になるんですか。

A 10 一般の医師と同様に、配置先の就業規則等で定める職員となります。
また、雇用契約や処遇等については、地域枠医師と配置先医療機関との間で直接調整することになります。

Q11 この制度を活用しつつ医師としてのキャリアを形成したいと考えていますが、他の医師に遅れることなく、専門医を取得することは可能ですか。

A11 地域枠医師の配置の考え方は、大学の教員や北海道医師会等の関係者で構成される「地域枠医師キャリア形成支援検討委員会」での議論を踏まえて決定されています。

現在の制度は、地域医療への貢献と医師としてのキャリア形成を両立できるよう、各診療領域ごとの標準的な専門医研修期間内の「基本診療領域の専門医研修」を修了できるよう配慮しています。

Q12 卒後9年間の義務年限中に道外の医療機関に勤務することはできますか。

A12 卒後9年間の義務年限中は道内医療機関で勤務していただくため、道外医療機関に勤務することはできません。

ただし、以下の場合、所属長が認めた場合に限り、短期間の道外研修等を行うことができます。

地域勤務期間

内視鏡などの治療手技の習得、各診療科の新しい知見の収集や新技術の適切な習得を図る必要がある場合は、指定公的医療機関等に所属したまま、当該年度内において1ヶ月以内の道外研修等の参加は制限していません。

選択研修期間

専門医取得を図るため、専門医研修プログラムに基づき勤務先医療機関に所属したまま道外施設等で研修（勤務）を行うものについては、1年間のうち3ヶ月を上限として認めています。

なお、「地域勤務期間」、又は「選択研修期間」中、認められている期間を超えて、道外の医療機関等で研修等を行う場合は、「中断」の承認申請を行う必要がありますので、所定の様式（別記第6号様式）に必要事項を記載し、中断を必要とする証明書等を添付の上、道に申請してください。

Q13 卒後9年間の義務年限中に大学院に進学することはできますか。

A13 卒後、初期臨床研修を修了せずに大学院に進学することはできません。

ただし、卒後、医師として指定公的医療機関等に勤務中であっても、所属長の了解を得て、勤務に支障のない範囲で大学院へ進学することは可能です。

なお、指定公的医療機関等での勤務を伴わず、大学院へ進学を希望する場合は、道に「中断」の承認申請を行い、認められた場合に限り、義務を中断して進学することができます。

Q14 キャリア形成に伴う義務の中断は、断続的に利用することはできますか。

A14 キャリア形成に伴う義務の中断は、断続して、又は連続して利用することはできますが、その期間は、通算して4年が上限となります。

- ◆ 中断の例
- I：5、6年目の選択研修後、大学で研究を行うため中断し、その後地域勤務する場合<11年>
- II：義務年限中に大学病院等で研究を適宜行う場合<12年>
- III：初期臨床研修終了後、大学で研究を行うため中断し、地域勤務、選択研修後、海外（国内）留学する場合<13年>

卒業 年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
義務年限	①～②		③	④	⑤	⑥	中断		⑦	⑧	⑨		
パターンI	初期臨床研修	地域勤務		選択研修			研究（大学）		地域勤務				
義務年限	①～②	中断	③	④	中断	⑤	⑥	中断	⑦	⑧	⑨		
パターンII	初期臨床研修	研究	地域	地域	地域	留学	選択	選択	研究	地域	地域	地域	
義務年限	①～②	中断		③	④	⑤	⑥	中断		⑦	⑧	⑨	
パターンIII	初期臨床研修	研究（大学）		地域勤務			選択研修		海外（国内）留学		地域勤務		

Q 15 後期地域勤務時の特例として、医師少数区域内の医療機関に勤務する場合は、病床数の制限（200床未満）がなくなったが、この医師少数区域は、今後変更することはありますか。

A 15 医師確保計画（令和2年3月策定）の第1期推進期間である4年間（令和2年度～令和5年度）は、「地域枠医師の配置等の考え方」で示した区域（二次医療圏）となりますが、その後は、計画見直し時期に合わせて医師少数区域も見直すこととなります。

Q 16 在学中に修学資金貸付を辞退したり、卒後、地域勤務ができなくなる場合、修学資金は直ちに返還しなければなりませんか。

A 16 在学中に修学資金貸付の辞退を検討したり、卒後、キャリア形成や家庭の事情などにより制度からの離脱を検討しようとする時は、まずは、道（保健福祉部地域医療課）にご相談ください。

この制度は、可能な限り、地域枠医師の皆さんのキャリア形成にも配慮した制度としているほか、妊娠、出産時等の義務年限の取扱いについて定めていますので、お気軽にご相談ください。

なお、修学資金を返還債務の免除要件を満たすことができずに返還する場合は、貸し付けた修学資金全額に違約金(10%)を加算した総額を修学資金の貸付決定を取り消した日の翌月末までに返還していただくこととなります。

Q 17 医師国家試験に不合格となった場合は、修学資金を直ちに返還しなければなりませんか。

A 17 大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格しなければならぬため、医師国家試験を2回連続して不合格になると、修学資金を返還していただくこととなります。

なお、疾病等のやむを得ない理由により国家試験の受験ができない場合で知事が認めるときは、合格しなければならない期限を延長することも可能となるため、事前に道へ連絡してください。

Q 18 妊娠、出産、疾病、その他やむを得ない理由により勤務を中断しなければならない場合は、修学資金を直ちに返還しなければなりませんか。

A 18 地域枠医師の妊娠や出産等が判明し、医師が出産、子育てをしながら勤務することを希望する場合等は、院内保育所の設置や育児休暇制度など、支援体制の整備された医療機関に優先配置するよう配慮することとしています。

また、育児休業等の取得により勤務を一時中断する場合は、復職時における地域医療への貢献や医師としてのキャリアアップ、家庭の事情等を考慮し、計画的に義務の消化を図れるようサポートすることとしていますので、まずは、道（保健福祉部地域医療課）にご相談ください。

なお、「地域枠医師」の妊娠、出産、疾病、その他やむを得ない理由がある場合の義務年限等の取扱いについては、道のホームページに掲載していますので、参考にしてください。

Q 19 本人が死亡してしまった場合は、どのようなになりますか。

A 19 本人が死亡した場合は、連帯保証人から「返還金等減免申請書（別記第7号様式）」を提

出していただくこととなります。

Q20 修学資金を返還することとなった場合、実際に地域勤務を行った期間の長短に応じて返還額は決まりますか。

A20 実際にを行った地域勤務の期間の長短に関わらず、修学資金全額に違約金(10%)を加算した総額を返還していただきます。